

墨田区のお知らせ2014.12.1

NO.1766 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2・3面…様々な人権を知って、考えてみましょう!
- 4・5面…平成26年秋の褒章・叙勲
- 6面…すこやかライフ
- 7・8面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●南天
メギ科の常緑低木で、晩秋から実が赤く色づき、冬の間、観賞を楽しめる。また、乾燥させた実は、咳止めの効果があるとされ、薬の原料になる。なお、南天は「難転(難を転じて福となす)」に通じるとされ、縁起物・厄よけとしても使用される。

☞ <http://www.city.sumida.lg.jp/>

誰もが幸せに暮らせる社会をめざして お互いの人権を守りましょう

人権とは、「人間が人間らしく生きるため、誰もが生まれながらにして等しく持っている権利」のことです。今号1面～3面では、12月4日(木)～10日(水)の「人権週間」にちなみ、身近な人権問題や、人権に関する区の取組等をご紹介します。一人ひとりが幸せに暮らせる社会をつくるため、大切な人権について改めて考えてみましょう。

一人ひとりが輝き 人権を大切にできる社会へ

人権は誰もが生まれながらに持っている大切な権利ですが、現実には「子どもへの虐待」「配偶者や交際相手等からの暴力や暴言」「外国人に対する賃貸住宅への入居拒否」など、人が人を傷つけたり、差別したりといった、人権を侵害する行為が起きています。また、認識が足りず、間違った知識や偏見で、気付かないうちに相手を傷つけ、人権を侵害してしまうこともあります。

このようなことをなくし、一人ひとりがいきいきと輝く社会を実現するためには、人権についてより深く理解し、尊重

することが欠かせません。

そこで区では、“人権が尊重されるまち”をめざす「墨田区人権啓発基本計画」に基づいて、人権に関する冊子の発行、講演会の開催、**人権パネルの展示**などの啓発活動を行っています。また、東京法務局等と連携し、「子どもたちの人権メッセージ」「中学生人権作文コンテスト」「人権の花運動」など、児童・生徒に人権尊重の重要性について考えてもらう活動に取り組んでいます。

一人ひとりがお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築くために、皆さんも改めて人権について考えてみませんか。

【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

子どもたちの人権メッセージ

都内各区と島しょの小学生の代表が、「身近な人権問題」をテーマに、自らの体験や考えなどを自分の言葉で表現する「第21回子どもたちの人権メッセージ」の発表会が9月13日に中野区で行われました。

発表会では区を代表して、立花吾孺の森小学校6年生の石橋幸起さんが、「国境をこえても友達」というテーマでメッセージを発表しました。

自分の思いを素直に伝えるために、自分の体験を交えて人権メッセージを書きました。発表会では緊張しましたが、一番伝えたいことを書いた最後の部分を、力強く読むように心掛けました。



立花吾孺の森小学校6年 石橋幸起さん

石橋さんが発表したメッセージ「国境をこえても友達」

ぼくの友達には韓国人です。韓国というと、最近のニュースでは、日本と仲が悪いと報じられています。でも、ぼくはその友達と、日本と仲の悪い国の子だなんて関係ないように仲良く遊んでいました。けんかも一度もしませんでした。

彼と遊ぶようになったのは、小学校一年生の時でした。彼は韓国からお父さんの仕事の関係で日本に転校してきました。そして、ぼくのとなりの席に座ることになりました。そのころはおたがい言葉も知らず、一緒に話しもしませんでした。でも、学校生活を一緒に過ごすうちに、少しずつしゃべる機会が増えてきて遊ぶようになりました。遊ぶのも一緒、帰るのも一緒、学校で彼といない日はありませんでした。(中略)

四年生後半、ぼくは、思いもよらないことを聞かされました。その

子の転校が決まったのです。ぼくはさびしい気持ちになりました。でも、最後の日まで笑って過ごそう。そう思いました。そして、別れる日の前日の夜、彼がぼくの家に来ました。すると、ぼくに紙ぶくろと手紙、フィギュアをくれました。彼に、「紙ぶくろは、学校で開けてね。」と言われたので、学校に持って行きました。そして、学校で開けると、電動えんぴつつけずりでした。手紙には、クラスみんなで使ってね、と書いてありました。みんなも喜んでいました。

韓国と日本は、仲が悪い国だと言われていますが、ぼくと彼は仲が良いのです。この仲をひきさく権利なんて、だれも持っていないのです。国せきのちがいなんて関係ありません。人間と人間との付き合いが大事なのです。

みんなで築こう人権の世紀
12月10日は人権デーです。
第66回 **人権週間**
12月4日～10日
考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心

人権問題でお悩みの方はひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
子どもの人権110番 ☎0120-007-110 (通話料無料)
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネット相談受付窓口
パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html> インターネット人権相談
携帯電話から <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

◆人権啓発デジタルコンテンツ ◆人権ライブラリー

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

人権パネル展示

【とき】12月4日(木)～10日(水)午前8時半～午後8時 *初日は午後1時から、最終日は午後3時まで【ところ】区役所1階アトリウム【入場料】無料【申込み】期間中、直接会場へ

中学生人権作文コンテスト

法務局等では人権問題に関する作文を書くことで、豊かな人権感覚を身に付けてもらうための「中学生人権作文コンテスト」を行っており、区内の中学校の生徒が作文を書いて応募しています。

人権の花運動

区内の小学校の児童が、命の尊さを実感し、協力すること・感謝することの大切さを学び、優しさと思いやりの心を育むために、みんなで協力して花を育てています。



様々な人権を知って、考えて

女性と人権

今日では、性別による差別をすべきではないという考え方が広く浸透しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」「育児や介護は女性の仕事」といった固定的な役割分担意識や、男女の賃金格差、採用・昇任における不当な扱いなどの問題がいまだに残っています。

こうした問題は、様々な努力の積み重ねにより変わりつつあるものの、女性と男性が平等に活躍する社会の実現には、仕事や家事、育児などあらゆる面で、女性と男性が協力し合うこと、さらには、子育て支援や雇用形態の多様化等の課題に取り組んでいくことが重要です。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス=配偶者や交際相手等から受けるあらゆる暴力)や、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言葉や行為による嫌がらせ)、面会の強要・つきまとい等のストーカー行為など、女性への重大な人権侵害が、今もなお起こっています。女性へ

の人権侵害を解消し、女性も男性も幸せに暮らせる社会を実現するために、性別に関係なく、すべての人がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会をつくっていきましょう。

すみだ女性センター(押上2-12-7-111)

すみだ女性センターは、男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、講座・講演会の開催や、ホールなどの施設の貸出し、団体活動の支援等を実施しています。

また、「女性のためのカウンセリング&DV相談」では、専門のカウンセラーが相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

■女性のためのカウンセリング&DV相談

【相談日時】月・火・水・金曜日と毎月第2土曜日の午前10時～午後4時(祝日・年末年始を除く) **【費用】**無料 **【申込み】**事前に相談専用電話 ☎5608-1772へ



男女共同参画推進のために区民委員として活動しています

私たちは、すみだ女性センターの講座委員会で区民委員として、男女共同参画推進のために講座を企画・運営しています。11月には、女性への暴力の根絶をめざす国際的な運動「パープルリボンプロジェクト」の一環で、DVの予防を啓発する講座を行いました。



すみだ女性センターの講座委員会区民委員の皆さん【左から】石井充子さん、小林光子さん、切刀きぬ子さん、松浦節子さん、村田幸子さん、宇田川幸子さん

DVは、家庭内で起きていることもあり、自分でも被害を受けていることに気付かなかったり、周囲の人が発見しづらかったりすることがあるようです。そのため、実はDVが身近で起こりうることを、ぜひ、皆さんにも知ってほしいと思って活動しています。そして、講座への参加をきっかけに、すみだ女性センターのことを知ってもらい、積極的に活用して欲しいと思います。

私たちも委員会での活動を通じて仲間と出会い、楽しく活動しています。皆さんもぜひ、すみだ女性センターに一度来てみませんか。

障害者と人権

障害のある人もない人も、地域社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する社会こそが本来の望ましい姿であるとする考え方を「ノーマライゼーション」といいます。

障害者が暮らしやすい社会を実現するために、医療保険や年金など、福祉に関する制度づくりや、道路の段差の解消、駅や建物等へのエレベーターの設置など、様々な取組が行われています。一方で、多くの人の意識に「障害のある人への心の障

壁(バリア)があります。また、障害への理解不足により、就労を敬遠されたり、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を連れた人が店舗への入店を拒否されたりするようなことが起こっています。

ノーマライゼーションの理念に基づいて、一人ひとりが暮らしやすい社会を実現するために、障害がある人を特別な人と思うのではなく、同じ地域社会の一員として対等に向き合い、心の障壁をなくしていきましょう。

墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル

「墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル」では、障害者への虐待に関する通報・届出・相談を、24時間・365日受け付けています。あなたの気付きが、障害者を救う一歩になりますので、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方等は、すぐにご連絡ください。

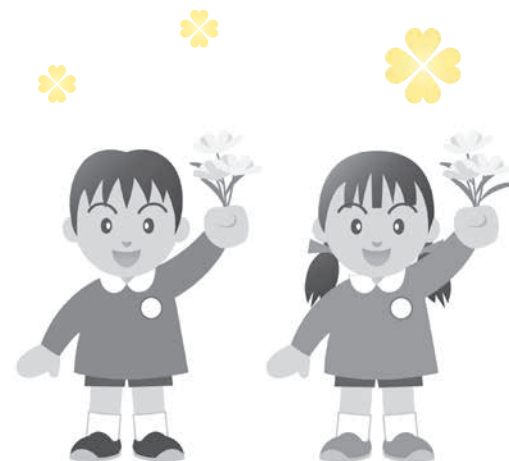
【費用】無料 * 電話料金は連絡した方の負担 **【通報先】** ☎3625-1103・FAX5608-6423・sumida.syougai.gcall@dsn.co.jp

子どもと人権

子どもには一人の人間として、人権があり、その人権は守られなくてはなりません。しかし、子どもへの体罰や虐待、さらには児童買春やインターネット上における「児童ポルノ」「学校裏サイト」等は、子どもの健全な発達を阻害するばかりでなく、子どもの人権を損なう重大な問題です。こうした問題から子どもの人権を守るため、子どもを一人の人間として尊重することの大切さを認

識し、虐待等を受けている子どもがいなか身近な人たちが見守るなど、社会全体で支援していきましょう。

なお、身近で「虐待かな」と思うことがあれば、子育て支援総合センター ☎5630-6351(月曜日～金曜日午前8時半～午後6時、祝日・年末年始を除く)にご連絡ください。



みましよう！

2・3面では、誰もが幸せに生きるため、生まれながらにして平等に持っている「人権」を具体的にご紹介します。人権尊重の第一歩として、人権を正しく理解し、相手を思いやる心を育てていきましょう。
[問合せ]人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608 - 6322

同和問題（部落差別）

かつてあった身分制度や、歴史的・社会的に形成された人々の意識により差別を受けてきた人たちが住まわされていた場所を「同和地区（被差別部落）」といいます。そして、この同和地区出身の人たちに対するいわれのない差別が「同和問題（部落差別）」です。この問題を解決するため、国や地方自治体は様々な取組を行ってきました。しかし、現在でも差別意識が残っていて、結婚や就職で差別されたり、インターネット上に同和問題に関わる差別的な言葉が書き込まれたりするようなことが起こっています。

こうした差別をなくすためには、私たち一人ひとりが同和問題について正しく理解し、差別を「しない」「させない」ことが大切です。

社会福社会館（東墨田2-7-1）

社会福社会館では、区民の福祉の増進をめざし、幼児から高齢者までを対象に、教養・文化など様々な事業を実施しています。また、同和相談事業や人権・同和問題に関する啓発を行っています。

会館には、ホールなどの有料貸出施設や、体育室・幼児室・高齢者向け娯楽室等の無料利用施設を備えており、どなたでもご利用になれます。



9月20日には、開館40周年記念として、人権講演会「マスオさんの人権問題考“ことばはプレゼント”」を開催しました。講演会では、マスオさん役などでおなじみの声優、増岡弘さんが自身の体験談にユーモアを交えながら、人と人とのコミュニケーションにおける言葉や思いやりの大切さを語っていただきました。



外国人と人権

現在、区の人口の約26人に1人が在留外国人として区内で生活しています。また、東京スカイツリー®の開業以降、多くの外国人観光客が訪れています。このように外国人が身近で暮らしたり、まちを訪れたりすることがごく普通の社会になりましたが、言語や生活習慣などの違いから生じる偏見や差別がみられます。

例えば、賃貸住宅への入居の拒

否や、就労に関する不合理な扱い、在日韓国・朝鮮の人等に対する嫌がらせ・侮蔑行為のように、外国人の人権を侵害する行為が行われています。

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣を理解し、多様性を受け入れていくことが大切です。

ホームレスの人と人権

自立の意志がありながら、自身では容易に解決できない事情で、やむを得ず野宿生活をしているホームレスの人たちがいます。その事情の多くは、会社の倒産等によって収入がなくなり、再就職も困難な状況です。それに加え、健康や家庭の問題などが、複雑に絡み合っている場合も少なくありません。

近年、こうした境遇にある人を

襲い、ケガをさせたり、死に至らしめたりする事件が墨田区を含む各地で発生しています。その動機は、ストレスのはげ口として、「ホームレスになら暴力を振るってもいい」という偏見や差別意識によるものがほとんどです。私たち一人ひとりが、この問題を社会全体の問題として考え、偏見や差別をなくし、社会的に弱い立場にいる人を支えていくことが大切です。

高齢者と人権

高齢者に対する虐待として、「身体的虐待（暴力）」「心理的虐待（暴言や無視）」「経済的虐待（本人に無断で年金や預貯金を使い込む）」などがあります。

虐待の要因は様々ですが、家庭内で起こる虐待の要因の一つは、介護に伴う負担やストレスです。適切な介護サービスの利用や相談等により、介護者の負担軽減を図るなどの工夫が必要です。

また、高齢者が増える中、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考え、高齢者と若い世代が地域社会の様々な活動に、共に参加できる社会環境づくりも重要です。

平成18年4月に施行された高齢者虐待の防止に関する法律では、地域の方々が高齢者の虐待に気付いたときは、区市町村に通報しなければならないとされています。地域に「心配だな」と思う高齢者がいるときには、最寄りの高齢者支援総合センターに相談してください。

近な相談役”として、区が実施している法律・人権相談も担当しています。

■法律・人権相談

【相談日時】毎週月・水・金曜日▶午前10時～11時半 ▶午後1時～4時 *1回30分【ところ】すみだ区民相談室(区役所1階)【費用】無料【申込み】相談当日の午前9時から電話で、すみだ区民相談室 ☎5608 - 1616へ

人権啓発冊子「人権感覚」 男女共同参画情報誌「にじ」 女性センター啓発冊子「すずかけ」

様々な人権問題について考える人権啓発冊子「人権感覚」、男女共同参画に関する情報等を紹介する男女共同参画情報誌「にじ」、区民の皆さんが編集委員として参加し、作成している女性センター啓発冊子「すずかけ」を無料で配布しています。

【配布場所】区民情報コーナー（区役所1階）、社会福社会館（東墨田2-7-1）、すみだ女性センター（押上2-12-7-111）ほか



人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、人権擁護について深い理解がある地域住民の方を、区市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した方々です。現在、区内では13人の人権擁護委員が委嘱され、東京法務局で開設している人権相談や「人権の花運動」などの啓発活動を行っています。また、委員の中で、弁護士でもある人権擁護委員は「まちの身

東京法務局での人権相談

■東京法務局での人権相談

▶常設相談(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110 *面接による相談もあり ▶子どもの人権110番 ☎0120-007-110 ▶女性の人権ホットライン ☎0570-070-810【受付日時】平日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く) *PHS・IP電話からは利用不可



12月14日(日)は投票へ行きましょう 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

12月14日(日)は、衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。あなたの大切な一票を必ず投票しましょう。

【投票日時】12月14日(日) 午前7時～午後8時 **【区内で投票できる方】**日本国民で、平成6年12月15日以前に生まれ、26年9月1日までに墨田区へ転入の届出をし、引き続き12月1日まで住んでいる方

【投票の種類】衆議院議員の小選挙区選挙・比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3種類 **【投票の順序・方法】**衆議院議員小選挙区選挙⇨候補者名を記入

▼衆議院議員比例代表選挙⇨政党名を記入 ▼最高裁判所裁判官国民審査⇨やめさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に、「×」を記入 **【持ち物】**入場整理券 *対象者へは、世帯全員分の入場整理券を

一つの封筒に入れ、衆議院議員選挙の公示日(12月2日)前後に郵送

■期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は、期日前投票をすることが出来ます。期日前投票を行う場合は、入場整理券の裏面にある「宣誓書兼請求書」を記入の上、お持ちください。なお、入場整理券がない場合でも対象者であれば投票できます。

■不在者投票

仕事先・旅行先などの滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票を行う場合は、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会事務局に、「不在者投票宣誓書兼請求書」を持参 または郵送してください。なお、「不在者投票宣誓書兼請求書」は、問合せ先で配布しているほか、区ホームページから出力できます。

また、あらかじめ指定された病院や老人ホームなどでは、施設内で不在者投票をすることが出来ます。指定されているかどうかについては、問合せ先、または入院・入所している施設にお問い合わせください。

【郵便等投票の請求】身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、障害等の程度が郵便等投票の要件を満たす方 **【請求方法】**郵便等投票請求書に郵便等投票証明書添えて、郵送で12月10日(必着)までに問合せ先へ *家族などの代理の方による持参も可

【問合せ】選挙管理委員会事務局(区役所12階) ☎56008-6320

期日前投票所の開設場所	期日前投票所の開設日時	
	衆議院議員選挙	最高裁判所裁判官国民審査
区役所会議室122(区役所12階)	12月3日(水)～13日(土) 午前8時半～午後8時	12月7日(日)～13日(土) 午前8時半～午後8時
区総合体育館(錦糸4-15-1)	12月6日(土)～13日(土) 午前8時半～午後8時	
すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)		
みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)		
すみだ中小企業センター(文花1-19-1)		

●選挙の種類により投票できる期間が異なりますので、ご注意ください



不要な衣類などをお持ちください 古着の回収

【回収日時】12月20日(土) 午前10時～午後2時 **【回収場所】**すみだ環境ふれあい館(文花1-32-9) **【対象】**区内在住の方 **【回収品】**衣類・スーツ・着物・ハンカチ・スカーフ・下着・カーテン等、洗濯済みで汚損していない古着や布製品 *古布や、

ぬれているものの回収は不可 *ボタン、ベルトなどの装飾品の取り外しは不要 **【持込方法】**ハンガー等を外し、半透明のごみ袋に入れ、当日直接会場へ **【問合せ】**すみだ環境ふれあい館 ☎3611-6355 *詳細は問合せ先へ



みんなで支え合うあたたかい地域づくりにご協力ください 歳末たすけあい運動

12月1日(月)～26日(金)にかけて、共同募金運動の一環として、「歳末たすけあい運動」が行われます。皆さんからお寄せいただいた募金は、高齢者・障害者への福祉活動のほか、地域の様々な活動に活用されます。

【主な受付窓口】▼墨田区社会福祉協議会(東向島2-17-14) 分館(亀沢3-20-11 関根ビル4階) ▼区民活動推進課(区役所14階) ▼お近くの民生委員・児童委員 **【問合せ】**墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3900



明るい選挙の実現をめざして 寄附禁止のルールを守りましょう

■政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に、▼歳暮、中元、病氣見舞い ▼入学祝、卒業祝、就職祝 ▼葬式・落成式・開店祝の花輪 ▼スポーツ大会や町内会の催しへの差し入れ、寸志等 のような金品を贈ることは罰則の対象となり、いかなる名義であっても禁止されています。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜の香典は、罰則の対象とはなりません。

づく行事等への寄附は、除かれます。 **■政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止** 誰でも、政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。

■挨拶状などの禁止

政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に挨拶状を出すことは禁止されています。また、選挙区内の人への挨拶を目的として新聞・雑誌などに有料広告(名刺広告など)を出す処罰されます。

■後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が、選挙区内で花輪・祝儀・香典などを出すことは禁止されています。ただし、後援団体の設立目的に基づき、

【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎56008-6320

区政情報番組

ウィークリー すみだ

12月の番組表



キャスター 太田聖子さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時(各30分間)から地上デジタル11チャンネルで放送しています。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけますので、各番組の視聴開始時期については、お問い合わせください。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220

12月7日(日)～13日(土)
ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
区政トピックス…子ども・子育て支援新制度
すみだを学ぼう!…美味しいすみだグルメ
すみだ街歩きナビ…忠臣蔵のクライマックス! 吉良邸周辺を訪ねる

12月14日(日)～20日(土)
ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
区政トピックス…両国会堂跡地の活用
特集…3M運動30周年“新たな展開に向けて”

12月21日(日)～27日(土)
ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
区政トピックス…すみだと北斎
数字が語るわがまちすみだ…すみだの清掃
すみだ博物館めぐり…郵政博物館

12月28日(日)～31日(水)
ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
区政トピックス…すみだの1年を振り返る
特集…3M運動30周年“新たな展開に向けて”(12月14日～20日の再放送)

*内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。
*ケーブルテレビへの加入・問合せは、(株)J.COM東京すみだ・台東局 ☎0120-999-000へ



**区内では5人の方が表彰されました
平成26年秋の褒章・叙勲**

■黄綬褒章

小久保 吉純「業務精励(航空機整備業務) / (株) JAL エンジニアリング羽田航空機整備センター運航整備部国内発着整備室マネジャー」

■旭日小綬章

関稔幸「生活衛生功労 / 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長」、松野弘子「地方

自治功労 / 元墨田区議会議員」

■瑞宝小綬章

清水 暁「教育研究功労 / 埼玉大学名誉教授」

■瑞宝双光章

奈良康之「更生保護功労 / 保護司」
* 敬称略 * 「」内は、功績・功労概要と主要経歴



**感謝状を贈呈しました
環境改善功労者・功労団体**

11月22日に「墨田区環境改善功労者・功労団体区長感謝状贈呈式」を行いました。

式典では、防災や美化・リサイクル等の分野で、明るく住み

よいまちづくりに努められている210人と30団体に、感謝状と記念品を贈呈しました。

【問合せ】 区民活動推進課区民活動推進担当 ☎5608-6196



**人生の節目をお祝いします
成人を祝うつどい**

成人を祝うつどい(成人式)は、今年度に成人となる実行委員が企画・運営するものです。案内状は、今月上旬に発送します。万一、案内状が届かない場合でも、対象の方は入場できますので、当日、受付にお申し出ください。

コンサート等**【対象】**区内在住で平成6年4月2日～7年4月1日生まれの方**【問合せ】**文化振興課文化行事担当 ☎5608-6181 * 当日、案内状と引換に記念品を進呈

【つき】平成27年1月12日(祝)午前11時～正午 * 開場は午前10時**【会場】**すみだトリフォニーホール(錦糸1-2-3)
【内容】記念式典、新日本フィルハーモニー交響楽団による記念



**忠臣蔵にちなんだイベントへ、お出掛けください
忠臣蔵のまち・両国**

「両国は「忠臣蔵」の舞台となつたまちです。討ち入りが行われた日の12月14日にちなみ、忠臣蔵イベントを開催します。

【問合せ】 自治体展 観光課 観光担当 ☎5608-6500
▼その他の催し 墨田区観光協会 ☎5608-6951

催し名	とき	ところ	内容・定員・費用・申込みなど
忠臣蔵ゆかりの自治体展	12月4日(木)～14日(日) 午前10時～午後9時 * 特産品の即売は午後7時まで	産業観光プラザすみだまち処(押上1-1-2東京ソラマチ [®] 5階)	【内容】 忠臣蔵ゆかりの自治体(8団体)によるパネル展示や、特産品の即売、ご当地キャラクターの出演(12月6日・7日・13日・14日のみ)など 【入場料】 無料 【申込み】 期間中、直接会場へ
吉良祭・元禄市	12月13日(土)・14日(日) 午前9時～午後5時	本所松坂町公園(両国3-13-9)周辺	【内容】 吉良上野介と家臣の供養、衣料品等の地場産品の販売 * 会場周辺では午後4時まで、和太鼓演奏、相撲甚句、観光コーナー、ちゃんこ屋台、野菜産直市等もあり 【入場料】 無料 【申込み】 当日直接会場へ
義士祭	12月14日(日) 午前10時～11時		【内容】 関係者による四十七士の供養、甘酒サービス 【入場料】 無料 【申込み】 当日直接会場へ
赤穂浪士引揚げルートを歩く	12月13日(土)・14日(日) 午前10時～午後1時半	【集合場所】 両国観光案内所(両国2-19-1ザ・ホテル ベルグランデ1階)	【内容】 “忠臣蔵ゆかりの地”を巡る、ガイド付き街歩きツアー 【定員】 各先着20人程度 【費用】 ▶赤穂浪士引揚げルートを歩く=各日1000円 ▶忠臣蔵ゆかりの両国を歩く=各500円 【申込み】 事前に催し名・希望日・希望時間、代表者の住所・氏名・電話番号・ファクス番号、参加人数を電話または郵送、ファクス、Eメールで墨田区観光協会(〒130-0001吾妻橋3-4-5) ☎5608-6951・FAX5608-7130・✉visit@visit-sumida.jpへ * 墨田区観光協会のホームページからも申込可
忠臣蔵ゆかりの両国を歩く	12月13日(土)・14日(日) ▶午前10時半～▶午前11時半～▶午後1時～▶午後2時～ * いずれも1時間程度		
義士茶会	12月13日(土) 午前11時～午後3時半	回向院(両国2-8-10)	【内容】 忠臣蔵ゆかりの流派「宗徧流」による湯茶接待 【入場料】 無料 【申込み】 当日直接会場へ



**12月～平成27年1月はお休みします
専門員による緑化相談の一時休止**

緑と花の学習園(文花2-12-17)で実施している緑化相談は、12月～平成27年1月の間お

休みします。
【問合せ】 環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208

障害基礎年金

事故や病気等で、日常生活に著しく支障がある障害の状態になったときに受けられます。

【対象】 障害の状態が国民年金法の障害等級1・2級に該当し、次のいずれかに当てはまる方 ▶ 国民年金に加入中、または60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日があり、保険料の納付要件(加入期間のうち、納付済期間が3分の2以上あるか、直近の1年間に保険料の滞納がないこと)を満たしている ▶ 20歳前に初診日がある
* 障害基礎年金の障害等級と障害者手帳の障害等級は異なります**【支給額(月額)】**
▶ 1級=8万500円 ▶ 2級=6万4400円 * 初診日が20歳前の場合は、所得により支給制限あり**【問合せ】** 国保年金課国民年金係 ☎5608-6131

すみだボランティアセンターの一時休館

すみだボランティアセンター(東向島2-17-14)は受水槽等の清掃のため、一時休館します。
【休館日】 12月7日(日)**【問合せ】** 墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3900

すみだ女性センターの一時休館

すみだ女性センター(押上2-12-7-111)は館内設備の整備のため、一時休館します。
【休館日】 12月18日(木)
【問合せ】 すみだ女性センター ☎5608-1771

オール東京滞納STOP強化月間

区では、都や他の区市町村と連携し、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付けて、滞納者への催告などによる特別区民税・都民税等の徴収対策に取り組むとともに、新規滞納の抑制を図ります。安定した税収と納税の公平性を確保するため、納期内の納税にご協力をお願いします。
【問合せ】 税務課納税係 ☎5608-6142

学童災害共済制度

学童災害共済制度は、小・中学生が放課後や休日に事故等にあつたとき、見舞金が支払われる制度です。すでに当制度に加入している児童・生徒(区立の小・中学校に通学している児童・生徒は原則として加入済)が見舞金を受けるには申請が必要ですので、忘れずに手続をお願いします。
【問合せ】 学務課給食保健・就学相談担当 ☎5608-6305

毎月1日は
墨田区防災の日

12月1日の点検項目
見直そう
家具の
転倒防止策



毎月5日は
すみだ環境の日

12月の
エコしぐさ
「ウォームピズ」
みんなでやろう
地球のために





●墨田区保健所のホームページ
 □ http://www.city.sumida.lg.jp/hokenzyo/

●向島保健センター：〒131-0032 東向島5-16-2 ☎3611-6135
 ●本所保健センター：〒130-0005 東駒形1-6-4 ☎3622-9137

都内の
 医療機関
 情報案内
 (24時間案内)

●都医療機関案内サービス「ひまわり」
 ☎5272-0303・FAX5285-8080
 ●東京消防庁「救急相談センター」
 ▶携帯・PHS・プッシュ回線 ☎7119
 ▶23区ダイヤル回線 ☎3212-2323

食品衛生歳末一斉事業

年末には、贈答用などの多種多様な食品が大量に流通します。保健所では、食中毒や食品による事故を防ぐため、12月1日から年末まで、食品の検査や、飲食店・スーパー等に対する一斉監視指導を実施します。冬でも、暖かい室内では食品が傷みやすいため、食品の保存方法等の表示をよく確認して、食品の取扱い

には十分ご注意ください。また、牛レバーを生食用として販売・提供することは法律で禁止されていますが、豚や鶏などの肉の生食も大変危険です。特に豚レバーを生で食べると、E型肝炎や様々な食中毒になる危険性があります。肉は中心部までしっかり加熱して食べましょう。
【問合せ】生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943

12月の健康相談窓口

種別	向島保健センター	本所保健センター
健康相談(要予約)	月曜日～金曜日 *電話での相談も可 *保健師・栄養士・歯科衛生士等が対応	
育児相談	【受付日時】1日(月)・15日(月)午前9時～10時	【受付日時】16日(火)午前9時半～10時半
心の健康相談(要予約)	3日(水)・17日(水)	24日(水)
依存症相談(要予約)	18日(木)	—
思春期相談(要予約)	—	10日(水)

②表中の相談以外に「認知症相談」があり、各保健センターで随時受け付けています。

骨密度検診・がん検診等

*いずれも年齢は平成27年3月31日現在
 *各検診は年度内に各1回のみ(子宮頸がん検診・乳がん検診は2年度に1回のみ)受診可

検診名	とき・受付時間	ところ	内容・対象・定員・費用	申込み *一部を除き、区ホームページから電子申請も可
骨密度検診	12月17日(水)午前9時～	向島保健センター	【内容】超音波検査【対象】区内在住で、40・45・50・55・60・65・70歳の女性【定員】先着40人【費用】無料	12月3日午前8時半から電話で向島保健センターへ *電子申請は不可
胃がん検診(医療機関実施分)	12月～平成27年2月の区内実施医療機関診療日	区内実施医療機関	【内容】バリウムによる胃部エックス線検査【対象】区内在住で40歳以上の方【定員】先着1800人程度【費用】無料	専用はがきで27年2月6日(消印有効)までに保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514へ *専用はがきの配布場所は、下記②を参照 *電子申請は不可
胃がん検診(検診車実施分)	東京都予防医学協会検診実施日	すみだ福祉保健センター	【内容】バリウムによる胃部エックス線検査【対象】区内在住で40歳以上の方【費用】無料	随時、検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで、〒130-8640保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514へ
大腸がん検診	平成27年3月31日(火)までの実施医療機関診療日	区内実施医療機関	【内容】便潜血検査(検便)【対象】区内在住の40歳以上で、区の実施する健康診査と同時に大腸がん検診を受診することができない方 *健康診査の対象者は、原則、受診不可【費用】400円 *生活保護受給者等は無料	検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで27年3月6日(必着)までに、〒130-8640保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514へ
肺がん検診	毎月1回、木曜日▶午前9時～▶午前10時～ 毎月1回、水曜日▶午前9時～▶午前10時～	向島保健センター 本所保健センター	【内容】胸部エックス線検査、喀痰検査 *喀痰検査は、喫煙指数(1日の喫煙本数×年数)が600以上の方または6か月以内に血痰のあった方の方に実施【対象】区内在住で40歳以上の方【費用】無料	随時、検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで、希望する保健センターへ *各月の実施日は各保健センターへ確認
子宮頸がん・乳がんセット検診	東京都予防医学協会検診実施日 *両方の検診を同日に実施	東京都予防医学協会(新宿区市谷砂土原町)	【内容】▶子宮頸がん検診=視診、頸部細胞診 ▶乳がん検診=視触診、マンモグラフィ【対象】区内在住で40歳以上の女性 *授乳中の方、豊胸手術を受けた方、ペースメーカーを装着している方は受診不可【費用】無料	随時、検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで、〒130-8640保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514へ
子宮頸がん検診	実施医療機関診療日	区内実施医療機関	【内容】視診、頸部細胞診【対象】区内在住で20歳以上の女性 *妊娠中の方は受診できない場合あり【費用】無料	随時、電話で各保健センターへ *乳がん検診の受診希望者で、豊胸手術を受けた方は、保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514へ事前に相談が必要
乳がん検診		実施医療機関	【内容】視触診、マンモグラフィ【対象】区内在住で40歳以上の女性 *授乳中の方、ペースメーカーを装着している方は受診不可【費用】無料	
肝炎ウイルス検診	区内実施医療機関診療日	区内実施医療機関	【内容】血液検査【対象】区内在住の16歳以上で、原則、過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない方【費用】無料	随時、電話で次のいずれかの申込先へ▶保健予防課感染症係 ☎5608-6191 ▶向島保健センター▶本所保健センター *電子申請は不可

- ①「胃がん検診(医療機関実施分)」の専用はがきは、保健計画課(区役所5階)、各出張所・保健センター・図書館・コミュニティ会館、社会福祉会館(東墨田2-7-1)、区総合体育館(錦糸4-15-1)、すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)と実施医療機関で配布しています(閉庁日・休館日・休診日を除く)。
- ②「胃がん検診(検診車実施分)」と「子宮頸がん・乳がんセット検診」は東京都予防医学協会、「肺がん検診」は各保健センターで、あらかじめ受診日時を指定して受診票を送付します。なお、申込状況により、受診日が3か月以上先になる場合もあります。体調その他やむを得ない理由により、指定日時での受診が困難な場合は、受診日時が変更できることもありますので、直接、東京都予防医学協会(肺がん検診は各保健センター)にお申し出ください。
- ③がん検診は、検診の対象となる部位において、術後、疾病治療中または経過観察中の方は受診できません。「胃がん検診」、「肺がん検診」、「乳がん検診」は、妊娠中または妊娠の可能性がある方も受診できません。また、問診結果等により、受診できない場合があります。なお、自覚症状がある方は、検診を待たずに、すぐに医療機関で診察を受けてください。
- ④はがきでの申込みは、1人1枚となります。なお、記載漏れは無効となる場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤区ホームページ内の電子申請のページには、右のコードを携帯電話等で読み取ることも接続できます。
- ⑥検査の結果、精密検査が必要と判定された場合は、必ず精密検査を受けましょう。なお、精密検査等の二次検査は保険診療(有料)になります。



休日等の急病のときには

墨田区休日応急診療所

受付時間	ところ・電話番号	診療科目
午前9時～午後9時半	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)内 ☎5608-3700	内科、小児科

①保険証や医療証等を必ずお持ちください。

すみだ平日夜間救急こどもクリニック

受付時間	ところ・電話番号	診療科目
午後7時～9時45分	同愛記念病院(横網2-1-11)救急外来内 ☎3625-1231	小児科(15歳以下の急病患者)

②診療日は月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)です。保険証や医療証等を必ずお持ちください。なお、駐車場は有料です。

休日・年末の歯科・整形外科応急診療医院(12月)

とき	医院名	ところ・電話番号
7日	北村歯科医院	横川4-11-11 ☎5610-2128
	千葉整形外科	東向島5-4-6-103 ☎5630-3232
14日	紀デンタルクリニック	東向島3-2-13 イナバビル1階 ☎5655-5655
	湯沢整形外科	吾妻橋3-7-5 ☎3829-1711
21日	手島歯科医院	東駒形1-18-13 ☎3622-5296
	鈴木整形外科	業平4-13-5 ☎3625-6637
23日	タロー歯科	八広2-49-1 ☎3619-7196
28日	草柳歯科医院	吾妻橋2-1-1 ピラ畑野1階 ☎3621-8008
	はせがわクリニック(整形外科)	向島3-39-6 ☎5637-1701
29日	栗原歯科医院	向島3-1-7 ☎3622-7223
	中島歯科医院	立花1-23-5-104 ☎3613-2764
30日	鈴木歯科クリニック	吾妻橋1-19-8-103 ☎3622-8241
	中西歯科	京島1-39-1 曳舟西ビューハイツ115 ☎3610-3666
31日	小西歯科クリニック	東駒形3-1-2 本田ビル1階 ☎3829-1180
	難波歯科医院	八広6-36-1 ☎3611-7493

①いずれも診療時間は午前9時～午後5時です。保険証や医療証等を必ずお持ちください。
 ②歯科の受診については、事前に電話で予約のうえ、ご来院ください。

☎=電話 FAX=ファクス ☎=Eメール □=ホームページアドレス

広告 「自由で楽しい、安心・安全な暮らし」 介護付有料老人ホーム ニチイホーム墨田 ☎0120-555-800

人が輝く 講座・教室・催し

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
子ども	人権週間行事「親子でハッピータイム」	12月10日(水)午前10時半～11時半	社会福祉会館(東墨田2-7-1)	内 親子で楽しめるバルーンショー 対 区内在住の乳幼児とその保護者 定 先着20組 費 無料 申 12月1日午前10時から社会福祉会館 ☎3619-1051へ
	「光るクリスマスツリー」を作ろう!	12月21日(日)午後1時～3時	ひきふね図書館(京島1-36-5)	内 ▶点字用紙の端を使ったクリスマスツリーの作成 ▶点字体験 対 小学校4年生～中学生 定 先着10人 費 無料 申 事前に講座名・氏名・学年・電話番号を直接または電話、Eメールで、ひきふね図書館 ☎5655-2350・✉HIKIFUNE@city.sumida.lg.jpへ *詳細は、申込先で配布中の「図書館ニュース」または、墨田区立図書館のホームページを参照
仕事・産業	すみだ創業支援ネットワーク事業「ひがしん創業セミナー「長く続く起業とは」	12月9日(火)午後6時半～8時半	東京東信用金庫両国本部ビル(両国4-35-9)	対 創業希望の方または創業5年未満の方 定 先着40人程度 費 無料 申 事前に東京東信用金庫の創業支援事業のホームページ http://www.higashin-sougyou.jp から申込み 問 産業経済課 産業振興担当 ☎5608-6186
	学校管理業務委託事業者募集に関する説明会	12月12日(金)午後2時～	教育委員会室(区役所11階)	内 区立学校の用務・施設管理業務委託に関する説明 費 無料 申 12月5日までに教育委員会事務局庶務課施設係(区役所11階) ☎5608-6313へ
	ビジネスマンのための教養講座「2015年の幸運を引き寄せる!読書会」	12月20日(土)午後2時～4時	ひきふね図書館(京島1-36-5)	内 来年に向けて、「ザ・シークレット」など、「引き寄せ」を主題とした複数の図書を読み解く * 図書の持参は不要 定 先着20人 費 無料 申 事前に講座名・氏名・電話番号を電話またはEメールで、ひきふね図書館 ☎5655-2350・✉HIKIFUNE@city.sumida.lg.jpへ
文化・スポーツ	墨田区交響楽団第61回定期演奏会	12月14日(日)午後2時～ *開場は午後1時半	すみだトリフォニーホール(錦糸1-2-3)	【曲目】交響曲第103番「太鼓連打」(ハイドン)、歌劇「ドン・ジョヴァンニ」序曲(モーツァルト)、交響曲第3番(シューベルト) 【入場料】1500円(全席自由) *中学生以下は500円 申 事前に、トリフォニーホールチケットセンター(すみだトリフォニーホール内) ☎5608-1212へ *電話受付は午前10時～午後6時、窓口販売は午前11時～午後6時 問 文化振興課文化・国際担当 ☎5608-6212
	初心者ヨガ教室(月曜日A・Bコース、水曜日C・Dコース、金曜日Eコース～Hコース)	平成27年1月5日(月)～3月30日(月) *各コースの日程の詳細は申込先へ	両国屋内プール(横綱1-8-1)	対 区内在住在勤で16歳以上の方 定 各コース先着30人 費 ▶Aコース～Gコース=1万2960円(全12回) ▶Hコース=1万1880円(全11回) 申 事前に電話連絡のうえ、直接、両国屋内プール ☎5610-0050へ
	コース型教室(各教室全8回～13回)	平成27年1月5日(月)～3月31日(火) *各コースの日程の詳細は申込先へ	スポーツプラザ梅若(墨田1-4-4)	内 キッズ・チアダンス、カンフー、フラダンス、ヨガ等、全21教室 *対象・定員については申込先へ 費 各教室8640円～1万4040円 *1日体験は各教室1080円 申 事前に直接、スポーツプラザ梅若 ☎5630-8880へ
その政他	第115回墨田区都市計画審議会の傍聴	12月22日(月)午後2時～	墨田区議会第1委員会室(区役所17階)	【予定案件】東京都市計画都市再開発方針の変更、東京都市計画住宅市街地開発整備方針の変更、押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更 定 10人(抽選) 申 住所・氏名・電話番号を往復はがきで12月10日(必着)までに、〒130-8640都市計画課交通・まちづくり支援担当 ☎5608-1204へ *往信に「都市計画審議会傍聴希望」と記入
ほけっと	菊地政隆先生講演会「6才までにしておきたいすこやかこころ育て」	12月7日(日)午前10時半～ *開場は午前10時	隅田小学校(墨田4-6-5)	費 無料 持 室内用の靴、靴を入れるための袋 申 当日直接会場へ 問 梅若保育園父母の会 南 絳奈子 ☎090-5818-3171 *問合せは午後5時～8時 *子どもの同伴可
	平成26年度障害者委託訓練事業「初心者向けパソコン教室」	平成27年1月14日(水)～3月31日(火)午前10時～午後3時40分 *土・日曜日、祝日、一部の火・木曜日を除く	なりひらホーム(業平5-6-2)	対 区内在住の障害者など 定 先着5人 *申込時に簡単な面接あり 費 無料 申 直接、ハローワーク墨田(江東橋2-19-12) ☎5669-8609または、お近くのハローワークへ 問 なりひらホーム ☎5819-3741

いきいきすみだ 募集

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
暮らし	東京都施行型都民住宅(中堅所得者向け住宅)入居者の募集	対 都営住宅の所得基準を超える所得がある世帯 *詳細は募集案内を参照 【募集案内と申込書の配布期間/配布場所】12月1日(月)～9日(火) /住宅課(区役所9階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所 *土・日曜日は区民情報コーナーのみ *部数に限りがあるため、なくなり次第終了 *配布期間中、東京都住宅供給公社のホームページから出力可	申 申込書を郵送で12月12日(必着)までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへ 問 ▶住宅課公営住宅担当 ☎5608-6214 ▶東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎3498-8894
仕事・産業	墨田区常勤職員(栄養士)の募集	【区分/選考区分(職種)】Ⅱ類/栄養士 対 昭和50年5月2日以降の生まれで、栄養士の免許を有する方(平成27年4月30日までに免許を取得見込みの方を含む) *国籍は不問 *免許取得見込みとして受験した方が27年4月30日までに栄養士の免許を取得できないときは採用不可 *詳細は採用選考案内を参照 【採用予定日】27年5月1日 【採用予定数】1人	【第1次選考日】27年1月17日(土) 【採用選考案内・申込書の配布場所】職員課(区役所8階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館・コミュニティ会館ほか 申 申込書等を直接または郵送で12月24日(消印有効)までに、〒130-8640職員課人事担当 ☎5608-6244へ
	非常勤職員(文化財保護指導員)の募集	対 埋蔵文化財の発掘調査、出土遺物整理等 対 学芸員の資格を有する方など 【採用予定日】平成27年1月1日 【採用予定数】1人(選考)	申 必要書類を直接または郵送で12月17日(必着)までに、〒130-8640生涯学習課文化財担当(区役所11階) ☎5608-6310へ *対象・必要書類等の詳細は区ホームページを参照

人が輝く 講座・教室・催し

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
暮らし	みどりコミュニティカフェ「ひと足早いクリスマス会」	12月12日(金)午前10時半～正午	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)	内 楽しいショータイム、折り紙を使ったツリーの飾り付け、おしゃべりタイム 対 おおむね60歳以上の方 費 100円(飲食代) 申 当日直接会場へ 問 みどりコミュニティセンター ☎5600-5811
	クリスマスを彩る「ハンギングバスケットづくり講習会」	12月17日(水)午後1時半～3時	すみだリバーサイドホール1階ギャラリー(区役所に併設)	対 区内在住在勤の方 定 先着30人 費 3500円(バスケット代・花代) *バスケット不要の方は1000円引き 持 エプロン、手袋、花を持ち帰るための袋 申 12月1日午前9時から環境保全課緑化推進担当(区役所14階) ☎5608-6208へ
	第8回エコライフ講座「エコ・クッキング講座」余熱利用、同時料理でおいしくてエコな料理を！」	12月19日(金)午前9時半～午後2時半 *区役所1階アトリウムに午前9時20分集合 *バスで移動	がすてなーにガスの科学館(江東区豊洲6-1-1)	内 余熱利用や同時料理でパスタ・グリル料理・デザートなどを作り、エコ・クッキングについて学ぶ 対 区内在住在勤の方 定 先着24人 費 2000円(材料費) 持 エプロン、三角巾 申 12月1日午前9時から環境保全課環境管理担当(区役所14階) ☎5608-6207へ
健康・福祉	メタボ対策体操(全3回)	12月4日・11日・18日いずれも木曜日午前10時～11時半	すみだ健康ハウス(東墨田1-2-6)	内 少ない負担で基礎代謝を高める運動 対 40歳以上で医師から運動を制限されていない方 定 先着20人 費 3000円(入館料込み) 申 事前に、すみだ健康ハウス ☎3610-5711へ
	「すみだハート・ライン21」・「ミニサポート事業」・「ボランティア活動」合同事業説明会	12月11日(木)午前10時～正午	すみだボランティアセンター分館(亀沢3-20-11関根ビル4階)	対 ▶地域活動に関心があり、家事援助などの活動に協力して下さる18歳以上の方 ▶ボランティア活動に関心がある方 定 先着20人 費 無料 申 事前に電話で、すみだハート・ライン21事業室 ☎5608-8102へ *協力会員への登録方法の詳細は申込先へ
	高齢者フラワーアレンジメント教室「クリスマスリース」	12月16日(火)・17日(水)午後1時半～3時半 *両日も同一内容	梅若ゆうゆう館(墨田1-4-4・シルバープラザ梅若内)	内 飾りを替えるとお正月リースにもなる、クリスマスリースを作る 対 区内在住で60歳以上の初心者 定 各日16人(抽選) 費 1500円(材料費) 申 12月5日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630-8630へ *受付は午前9時～午後5時
	介護者教室「飛沫・接触感染について学ぶ」	12月16日(火)午後2時～3時半	はなみずきホーム(八広3-22-14)	定 先着15人 費 無料 申 事前に電話で、はなみずき高齢者在宅サービスセンター ☎3617-8734へ
	健康教室「家庭での感染予防 ノロウイルス」	12月25日(木)午後2時～3時	八広地域プラザ(八広4-35-17)	定 先着60人 費 無料 申 事前に八広地域プラザ ☎6657-1549へ *申込みは12月23日まで
子ども	冬のおたのしみ会			対 小学生以下 費 無料 申 当日直接会場へ
	▶ペープサート「へっこきよめさま」・パネルシアター・おはなしほか	12月7日(日)午後2時～3時	ひきふね図書館(京島1-36-5)	定 先着40人 問 ひきふね図書館 ☎5655-2350
	▶ちいさな人形劇・おはなしほか	12月13日(土)午後2時～3時	立花図書館(立花6-8-1-101)	定 先着30人 問 立花図書館 ☎3618-2620
	▶ペープサート「へっこきよめさま」・ミニ工作会ほか	12月17日(水)午後3時15分～4時	緑図書館(緑2-24-5)	定 先着60人 問 緑図書館 ☎3631-4621
	▶人形劇「だんごどっこいしょ」・パネルシアターほか	12月19日(金)午後2時～2時45分	八広図書館(八広5-10-1-104)	定 先着100人 問 八広図書館 ☎3616-0846
	▶大型絵本「まどからおくりもの」・手品ほか	12月20日(土)午後3時～4時	梅若橋コミュニティ会館(堤通2-9-1)	定 先着40人 問 梅若橋コミュニティ会館 ☎3616-1101

あす

今年1年を振り返って

墨田区長 山崎 昇



「すみだ北斎美術館」の平成28年の開設に向け、PR活動などにも力を入れていきます

早いもので、平成26年も1か月を残すのみとなりました。今年は8月以降、都内を中心にデング熱が流行し、隅田公園で感染した疑いがある事例も発生しました。こうした事態に対しては、区などが発信する情報を基に、的確な行動をとるようお願いします。

さて、今年を振り返ってみますと、4月に消費税率が5%から8%に引き上げられました。これによる家計の負担増緩和のため、「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」制度が設けられ、墨田区でも8月から支給を始めました。該当される方には既に通知を差し上げておりますが、申請期限は27年1月5日までですので、忘れずに申請してください。

一方、区政の面では、「すみだ北斎美術館」

の建設工事が7月に始まりました。世界的に評価が高い絵師・北斎を区民の誇りとして末永く顕彰するこの「すみだ北斎美術館」では、北斎作品の芸術性の高さや北斎の人物像を紹介する展覧会等を積極的に開催します。さらに、北斎と「ものづくり」や「アート」など様々な要素をつなげ、地域での新しい交流を生み出し、まちの活性化も図ってまいります。私は、この美術館が、すみだをより元気にするために欠かすことのできない施設になると考えています。

最後に、このところ区内では電話による還付金詐欺が多発しています。年の瀬を迎え慌ただしい時期になりますが、十分にご注意ください。